お知らせします

小平市職員の給与

小平市職員の給与制度については、市議会における給与条例、予算などの審議がなされた後に決定されています。
その内容について、市民の皆さんにご理解をいただくため、平成18年４月１日現在の小平市の職員給与などの状況を、次のとおりお知らせします。

問合せ　職員課☎042（346）9514

(1)人件費の状況（一般会計決算）

区　分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	（参考）16年度の人件費率
17年度	18.3.31現在 176,336人	48,576,051千円	910,211千円	10,027,466千円	20.6%	19.5%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2)職員給与費の状況（一般会計予算）

区　分	職員数（A）	給与費				1人当たり給与費（B/A）
		給　料	職員手当等	期末・勤勉手当	計（B）	
18年度	875人	3,790,120千円	1,139,705千円	1,686,049千円	6,615,874千円	7,561千円

※職員手当等には、退職手当を含みません。
※給与費は、当初予算に計上された額です。

(3)ラスパイレス指数の状況

（平成17年４月１日現在）

小平市	東京都	都内26市平均
100.0	103.0	101.5

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4)職員の平均給料月額および平均年齢の状況

（平成18年４月１日現在）

区　分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢（歳・月）	平均給料月額	平均年齢（歳・月）
小平市	369,555円	43歳８月	313,109円	44歳７月
東京都	361,557円	43歳６月	333,526円	47歳０月

(5)職員の初任給の状況

（平成18年４月１日現在）

区　分		小平市		東京都		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	179,200円	203,200円	179,200円	203,200円	179,200円	196,200円
	高校卒	148,400円	158,800円	144,000円	153,000円	138,400円	146,700円

(6)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（平成18年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	281,700円	339,855円	
	高校卒			
技能労務職	全学歴		211,800円	274,675円

(7)一般行政職の級別職員数の状況

（平成18年４月１日現在）

区　分	９級	８級	７級	６級	５級	４級	３級	２級	１級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長	課長補佐	係長	主任	主事	主事	主事	
職員数	16人	40人	14人	87人	192人	78人	155人	12人	０人	594人
構成比	2.7%	6.7%	2.4%	14.7%	32.3%	13.1%	26.1%	2.0%	0.0%	100.0%

※給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です（税務職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、技能労務職、教育公務員を除く）。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(8)昇給期間短縮の状況（一般行政職）

区　分	平成16年度	平成17年度
職員数(A)	608人	594人
普通昇給期間（12月）を短縮して昇給した職員数(B)	100人	93人
比率(B/A)	16.4%	15.7%

※職員は通常12か月良好な成績で勤務したとき昇給しますが、勤務成績が特に良好な場合、昇給期間が短縮されます。

(9)職員手当の状況

区　分		小平市		東京都		国	
		期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
期末・勤勉手当（平成17年度）	６月期分	1.45月分	0.60月分	1.60月分	0.45月分	1.40月分	0.70月分
	12月期分	1.55月分	0.55月分	1.65月分	0.45月分	1.60月分	0.75月分
	３月期分	0.30月分	－	0.25月分	0.05月分	－	－
	計	3.30月分	1.15月分	3.50月分	0.95月分	3.00月分	1.45月分
	職務上の段階による加算措置	有		有		有	
		自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
退職手当（平成17年度）	最高限度額	59.20月分	59.20月分	50.00月分	59.20月分	59.28月分	59.28月分
	勤続20年	27.50月分	35.00月分	24.25月分	35.00月分	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	36.50月分	45.50月分	32.50月分	45.50月分	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	53.00月分	59.20月分	49.75月分	59.20月分	47.50月分	59.28月分
	退職時特別昇給	１号（勧奨）		１号（公務上の死亡、整理退職等）		１号（整理退職等）	
		その他の加算措置…定年前早期退職特例措置（２～20%加算）					
	1人当たり平均支給額	3,824千円	28,354千円				

※退職手当の支給率については、平成18年度のものです。
※退職手当の１人当たりの平均支給額は、平成17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当（平成18年4月1日現在）	支給対象地域	全地域
	支給率	12%
	支給対象職員数	875人
	国の制度（支給率）	地域区分により18%～0%
	支給対象職員１人当たり平均支給年額（17年度調整手当決算）	543,603円

※国の支給率は、13%～０%の経過措置中です。

時間外勤務手当			
	平成17年度	支給総額	255,603千円
		職員1人当たり支給年額	288千円
	平成16年度	支給総額	252,567千円
		職員1人当たり支給年額	280千円

（平成18年４月１日現在）

区分	内　容	国の制度との異同	国の制度の内容
扶養手当	配偶者15,200円 その他の扶養親族１人につき月額6,600円 満16歳から22歳までの子について4,000円加算措置	異	配偶者13,000円 その他の扶養親族２人まで月額6,000円、その他月額5,000円。満16歳から22歳までの子について5,000円加算措置
住居手当	月額8,800円	異	自己所有住宅　月額2,500円 賃貸住宅　月額27,000円まで
通勤手当	６か月分を一括支給 交通機関利用者…１か月当たりの支給限度額55,000円まで 自転車等利用者…通勤距離に応じて支給	異	６か月分を一括支給 交通機関利用者…１か月当たりの支給額限度額55,000円まで 自転車等利用者…通勤距離に応じて支給

特殊勤務手当（平成17年度）	区　分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		43.5%
	支給対象職員１人当たり平均支給年額		16,422円
	手当の種類		９（平成18年度からは６種類）
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	不規則勤務手当、滞納整理手当、福祉事務手当
		多くの職員に支給されている手当	不規則勤務手当

(10)特別職の報酬等の状況

（平成18年12月１日現在）

区　分		給料等月額	区　分		支給割合	支給割合計
給料	市長	1,050,000円	期末手当	市長	18年度６月期 2.05月分	4.40月分
	助役	900,000円		助役	18年度12月期 2.35月分	
	収入役	810,000円		収入役		
報酬	議長	650,000円		議長	18年度６月期 2.05月分	4.40月分
	副議長	580,000円		副議長	18年度12月期 2.35月分	
	議員	550,000円		議員		

(11)部門別職員数の状況と主な増減理由

（平成18年４月１日現在）

区　分		職員数 平成17年度	職員数 平成18年度	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	10	10	0	
	総務企画	171	170	▲1	業務増、事務の統廃合縮小、事務の民間委託など
	税務	67	67	0	
	民生	300	298	▲2	事務の統廃合縮小
	衛生	47	47	0	
	農林水産	4	4	0	
	商工	5	5	0	
	土木	86	85	▲1	退職不補充
	小計	690	686	▲4	
特別行政部門	教育	197	198	1	業務増
	小計	197	198	1	
公営企業等会計部門	下水道	16	16	0	
	その他	67	52	▲15	事務の統廃合縮小
	小計	83	68	▲15	
合計		970	952	▲18	

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(12)定員管理の数値目標および進ちょく状況

定員管理の年次別進ちょく状況（実績）の概要

（各年４月１日現在）

区　分		平成17年度	平成18年度
一般行政部門	減員		▲11
	増員		6
	差引		▲5
	職員数	692	687
特別行政部門	減員		▲1
	増員		1
	差引		0
	職員数	198	198
公営企業等会計部門	減員		▲17
	増員		1
	差引		▲16
	職員数	84	68
合計	減員		▲29
	増員		8
	差引		▲21
	職員数	974	953

※平成18年度以降の数値目標については、現在策定中です。
※表の職員数は定数を示すもので、実際の配置人数と異なります。

官公署だより

東京都水道局 多摩お客さまセンターを開設

受付時間　午前８時30分～午後８時（日曜日、祝日を除く）
※漏水事故など緊急の場合は、全日24時間ご案内しています。

問合せ　▽引っ越し、契約内容の変更：☎（0570）091100
▽料金、漏水修繕、そのほか…☎（0570）091101

国民年金 社会保険事務所職員を装った不審電話にご注意

最近、社会保険事務所職員を装い、個人情報を聞き出そうとする不審電話の情報が多数寄せられています。
不審電話の内容は、勤務先や年金振込口座の口座番号を聞き出そうとするものや、裁判所に訴えるといった脅迫めいたものなどがあります。
社会保険事務所では、提出された届け出に関する問い合わせ以外には、個人情報をお聞きすることはありません。
万一、不審と思われる電話があった場合は、その場で回答をせずに、相手の氏名や連絡先などを確認して、武蔵野社会保険事務所へお問い合わせください。

問合せ　武蔵野社会保険事務所☎0422（56）1411

小平消防署 救急車を増強

小平消防署小川出張所に救急隊が配置されます。
今回の配置により、小平消防署では、３台の救急車で対応することになり、より迅速な救急体制が図られます。

運用開始日　12月15日（金）午前９時から

問合せ　小平消防署☎042（341）0119

運転免許証がICカードに変わります

１月４日から、運転免許証がICカード化されます。
▽ICカード免許証は、偽造免許証の作成がきわめて困難なため、不正使用を防止できます
▽本籍はICチップにのみ記録されるため、プライバシーが保護されます
▽ICカード免許証は、２つの暗証番号があるので安心です
※現在お持ちの免許証については、１月４日以降でもお使いになれます。更新の際に、ICカード免許証が交付されます。
※手数料については、ICチップが含まれるため、従来の手数料に４百50円が加算されます。

凶悪犯罪の飲酒運転を根絶しましょう

酒に強い人でも酒を飲むと判断力を鈍らせ、周囲への注意力も低下し、車の運転に重大な影響を及ぼします。飲酒運転は絶対にやめましょう。自転車も、酒酔い運転違反の対象となります。
悪質な飲酒運転は、運転している人が罰せられるだけでなく、車を運転する人に飲酒を勧めたり、同乗した人にも、罰則が課せられることがあります。酒を飲んだ人には運転させないようにしましょう。
また、運転する人に酒を提供した飲食店の責任者についても、罰則が課せられることがあります。最近は、酒を提供した飲食店に対しても徹底した責任追及が行われています。運転する人に酒を提供しないようにしましょう。

問合せ　小平警察署交通課☎042（343）0110、交通対策課☎042（346）9827

平成19年度 個人住民税（市民税・都民税）が変わります

より身近な行政サービスを効率よく提供するとともに、所得税に比べて広い範囲の方々に地域社会への負担を求めるという個人住民税の仕組みを明確にするため、国から地方へ税源移譲が行われます。この税源移譲とは、国から地方公共団体への補助金に変わるものとして、国が集めていた財源の一部を、地方公共団体が集めるようにすることです。
以下の改正は、平成18年１月～12月に得た所得に対する個人住民税から適用されます。

◆税率の改正

所得税と個人住民税それぞれの税率が改正されます。あくまで税源移譲が目的のため、個々の納税者が納める所得税と個人住民税の合計額が増えないよう配慮されています（表１）。
なお、税率改正に伴い、山林所得の５分５乗課税、変動所得および臨時所得の平均課税が廃止されます。また、平成19年１月１日以降に支払われる退職所得に係る分離課税の税率も一律10%に改正されます。

◆調整控除の創設

税率の改正に伴い、所得税と個人住民税の合計税率は改正前と同じであっても、扶養控除などの人的控除額の差により負担額が増加するため、個人住民税の所得割を減額することにより、負担増を調整する措置が設けられます（表２）。
（例）配偶者の所得控除額は、所得税38万円、住民税33万円です。

表１　税率表

改正前			
所得税		個人住民税	
課税所得（課税標準額）	税率	課税所得（課税標準額）	税率
～330万円	10%	～200万円	５%
330万円超～900万円	20%－330,000円	200万円超～700万円	10%－100,000円
900万円超～1,800万円	30%－1,230,000円	700万円超	13%－310,000円
1,800万円超	37%－2,490,000円		

改正後			
所得税		個人住民税	
課税所得（課税標準額）	税率	課税所得（課税標準額）	税率
～195万円	５%	（一律）調整控除：全世帯において人的控除の差を考慮した減税措置を実施（表２参照）	10%
195万円超～330万円	10%－97,500円		
330万円超～695万円	20%－427,500円		
695万円超～900万円	23%－636,000円		
900万円超～1,800万円	33%－1,536,000円		
1,800万円超	40%－2,796,000円		

改正後の住民税は一律10%へ、所得税は４段階から６段階になります

表２　調整控除の算出方法

合計課税所得金額	算出方法
200万円以下	①と②のいずれか小さい額の５% ①人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額
200万円超	{人的控除額の差の合計額－（個人住民税の合計課税所得金額－200万円）}の５%

※この額が、2,500円未満の場合は2,500円とします。

※合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいいます。
※人的控除とは、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦（夫）控除などをいいます。

表３　65歳以上の方に適用されていた非課税措置の廃止に伴う経過措置

区　分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人住民税	所得割	課税（２/３を控除）	課税（１/３を控除）	課税（減額なし）
	均等割	市民税 1,000円 都民税　300円	市民税 2,000円 都民税　600円	市民税 3,000円 都民税 1,000円

税源移譲以外の改正

◆定率減税の廃止
平成11年度以降適用されていた税額から一定額を控除する措置は、個人住民税については廃止されます。

◆65歳以上の方に適用されていた非課税措置の廃止に伴う経過措置
65歳以上の方で、前年の合計所得金額が百25万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止されました。
その経過措置として、平成17年１月１日現在で65歳以上に達していた方（昭和15年１月２日以前に生まれた方）は、平成19年度については課税額の３分の１が控除されます（表３）。
※詳しい内容については、小平市ホームページをご覧ください。

問合せ　税務課☎042（346）9522・9523

償却資産の申告書をお送りします

◆**申告は1月31日（水）まで**
市内で事業を経営している法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。
これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象になっています。
新たに事業を始めた方など、申告書が必要な方は、問合せ先へご連絡ください。
償却資産には、大きく分けて次のような資産があります。
▽構築物…看板類、フェンス、屋外照明、駐車場の舗装など
▽機械、装置、車両および運搬具、備品など
毎年、税務署への確定申告や事業決算にあたり、減価償却資産として計上している資産が、原則として対象になります。
※車両のうち、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは対象外です。
※平成19年１月１日現在の事業用資産の所有状況を、１月31日（水）までに、問合せ先へ申告してください。

問合せ　税務課☎042（346）9521

光ケ丘通り商店会 あつまれちびっ子もちつき大会

子どもから大人まで楽しめるイベントです。

とき　12月10日（日）午前11時～午後２時

ところ　丸池ショッピングセンター前

内容　もちつき、模擬店、よさこい

問合せ　産業振興課☎042（346）9534、光ケ丘通り商店会☎042（465）3249

実践 若者就職活動支援セミナー

とき　12月11日（月）午後２時～４時

ところ　東部市民センター

費用　無料

対象　おおむね30歳未満の方

定員　30人

内容　履歴書・職務経歴書・エントリーシートの書き方

講師　池雅子さん（東京しごとセンターヤングコーナー就職支援アドバイザー）

主催　小平市

共催　㈱東京しごと財団

申込み　12月８日（金）までに、産業振興課へ（先着順）☎042（346）9534